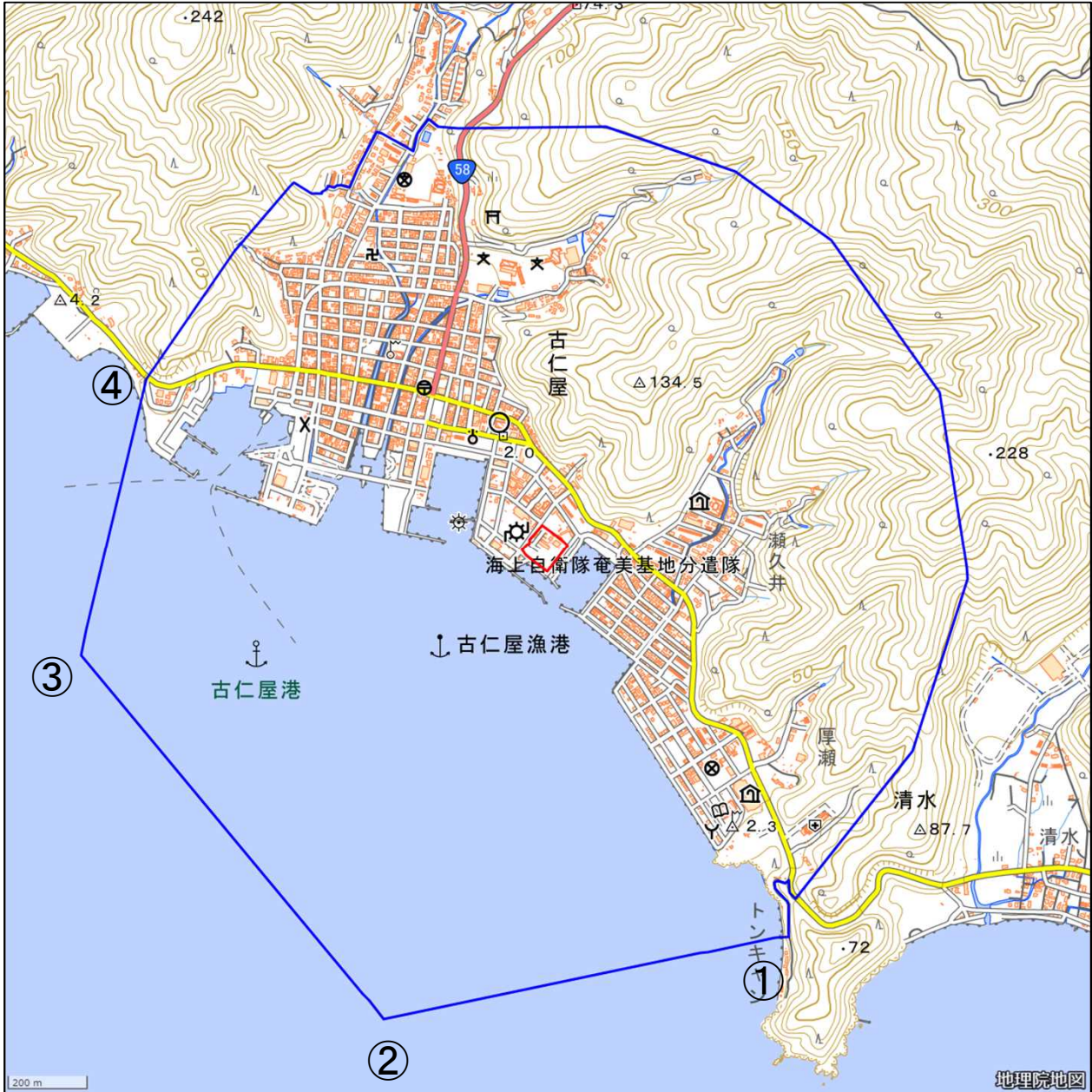


海上自衛隊奄美基地分遣隊

対象防衛関係施設 の所在地	鹿児島県大島 郡瀬戸内町	大字古仁屋字船津二十七番地
対象防衛関係施設 の区域	鹿児島県大島 郡瀬戸内町	大字古仁屋船津（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	鹿児島県大島 郡瀬戸内町	大字古仁屋（次の図面に示す部分に限る。）、大字古仁屋大湊、 大字古仁屋春日、大字古仁屋高丘（次の図面に示す部分に限る。）、 大字古仁屋船津、大字古仁屋松江、大字古仁屋宮前、 大字清水（次の図面に示す部分に限る。）、大字手安（次の図 面に示す部分に限る。）、古仁屋瀬久井西及び古仁屋瀬久井東
	次に掲げる点 を順次に結ん だ線及び一に 掲げる点と四 に掲げる点と を結ぶ海岸線 により囲まれ た海域	一 北緯二十八度八分七秒、東経百二十九度十九分十八秒の 点 二 北緯二十八度八分〇秒、東経百二十九度十八分四十二秒 の点 三 北緯二十八度八分二十九秒、東経百二十九度十八分十四 秒の点 四 北緯二十八度八分四十九秒、東経百二十九度十八分二十 秒の点
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

海上自衛隊奄美基地分遣隊周辺地域
(鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字船津27番地)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

